

個人情報保護に関する覚書（例）

枚方市（以下「発注者」という。）と株式会社〇〇〇（以下「受注者」という。）は、平成〇〇年〇月〇日付けで発注者と受注者が締結した業務委託契約（以下「契約」という。）に基づき発注者が受注者に委託する業務（以下「委託業務」という。）において処理する個人情報（以下単に「個人情報」という。）の保護に関し、契約第〇〇条及び枚方市情報セキュリティポリシーに基づき、次のとおり覚書を交換する。

（秘密保持）

第1条 受注者は、個人情報その他委託業務の処理に伴い知り得た情報を他に漏らしてはならない。契約が満了し、又は解除された後も同様とする。

（作業従事者への教育及び指導）

第2条 受注者は、個人情報を処理する作業に従事する者からの個人情報の漏洩を防止するため、当該者に対し、個人情報の保護に関する教育を適宜実施するとともに、常に個人情報の保護に関し必要な指導監督に当たらなければならない。

（持ち出しの禁止）

第3条 受注者は、個人情報を処理し、又は保管する場所としてあらかじめ定めた場所以外の場所に個人情報を持ち出してはならない。ただし、発注者の指示があるときは、この限りでない。

（作業従事者以外の者による処理の防止）

第4条 受注者は、個人情報を処理する作業に従事する者以外の者が個人情報を処理することがないように、必要な措置を講じなければならない。

（目的外使用等の禁止）

第5条 受注者は、個人情報を委託業務の処理の目的の範囲を超えて使用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写の禁止）

第6条 受注者は、個人情報及び契約の目的物（委託業務の処理過程で作成したものを含む。以下同じ。）について、その複写物を作成してはならない。ただし、発注者の承認を受けたときは、この限りでない。

（提供資料の返還及び情報消去）

第7条 受注者は、委託業務を完了したときは、契約の目的物の引渡しと併せて、発注者から提

供された資料を返還するとともに、受注者が使用した機器内に存する個人情報その他発注者に関する情報（以下「受注者の機器内の個人情報等」という。）を消去し、又は廃棄しなければならない。

- 2 前項による消去又は廃棄（以下「情報消去等」という。）をする場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該受注者の機器内の個人情報等を復元不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 3 情報消去等をする場合においては、あらかじめ、情報消去等する受注者の機器内の個人情報等の内容、記録媒体及び数量並びに情報消去等の方法及びその予定日を書面により発注者に通知し、発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、情報消去等に際し、発注者から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。
- 5 受注者は、情報消去等を行ったときは、遅滞なく、情報消去等を行った日時及び担当した者並びに消去又は廃棄した受注者の機器内の個人情報等の内容を書面により発注者に報告しなければならない。

（発注者の検査への応諾義務）

第8条 受注者は、委託業務の処理について発注者が調査し、又は報告を求めたときは、直ちに、これに応じなければならない。

（事故報告義務）

第9条 受注者は、個人情報の紛失、破損、改ざん、漏洩その他の事故が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、当該事故の発生に係る受注者の帰責事由の有無にかかわらず、直ちに、当該事故に係る個人情報の内容、発生場所、発生状況を書面により発注者に報告するとともに、当該事故への対処に係る発注者の指示に従わなければならない。

（再委託の制限等）

第10条 受注者は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、書面により発注者の承認を受けたときは、この限りでない。

- 2 受注者は、個人情報の処理の全部又は一部の委託を受けた全ての者（受注者を除く。）が、個人情報の保護に関し、自らの責務と同様の責務を負うこととなるよう、必要な措置を講じなければならない。

（解除事由への該当性の認定）

第11条 前条までに違反する受注者の行為は、契約約款第〇〇条による発注者の解除事由に該当する行為とみなす。

（個人情報保護のための具体的措置）

第12条 受注者が個人情報の保護のために講じるべき措置は、管理規定（別紙）のとおりとする

この覚書の交換を証するため、本書2通を作成し、発注者受注者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成〇〇年〇月〇日

発注者 大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号
枚方市
市長 ○ ○ ○ ○印

受注者 大阪府〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇〇号
株式会社〇〇〇
代表取締役 ○ ○ ○ ○印